

所得金額

事業

営業等……卸売業、製造業、小売業、修理業、料理飲食店業、建設業、サービス業、医師、弁護士、税理士、作家、あんな、マッサージ、塾の経営者、各種の外交員、大工、左官などから生じる所得。
農業……農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産などから生じる所得。

不動産

…土地や建物の賃貸などから生じる所得。

配当

…株式や出資の配当、証券投資信託の分配金などの所得。

給与

…俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得で次の算式により計算します。

収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額

通勤費、転居費、研修費などの特定支出をした場合に特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は次の算式により求めた金額とすることができます。

収入金額

－

給与所得

－

特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額

＝給与所得の金額

また、次のア、イから計算した所得金額調整控除額が給与所得の金額より控除されます。
ア．その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方、又は年齢23歳未満の扶養親族を有する方、若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方は、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％相当の金額イ．その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える方は、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した金額

雑

公的年金等……厚生年金、国民年金、共済年金等の収入の合計額。（注）遺族年金、障害年金等は非課税所得に該当しますので、記入しないでください。
業 務……シルバー人材センター、原稿料、作曲料、講演料、デリバリー、アフィリエイトなど。
その他……生命保険契約等に基づく個人年金、暗号資産（仮想通貨）。

総合譲渡

…車輛、機械、著作権、ゴルフ会員権などの土地、建物など分離課税以外の資産の譲渡により生じる所得。

一時所得

…生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金などの一時的な性質をもっている所得。

分離課税

…株式等の譲渡、土地、建物や山林などの譲渡、退職金などによる所得。譲渡所得については、確定申告書の提出が必要となりますので、詳しくは税務署におたずねください。

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

…あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、昨年中に健康保険税、国民年金、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料などを支払った場合に記入してください。（国民年金は証明書を添付）

小規模企業共済等掛金控除

…昨年中にあなたが支払った第一種共済掛金や確定拠出年金法に基づく掛金、心身障害者扶養制度等により支払った金額を記入してください。（支払った掛金の額の証明書を添付）

生命保険料控除

生命保険料・個人年金保険料…あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とし、生命保険・個人年金保険契約書に基づいて、あなたが支払った保険料を記入してください。（証明書を添付又は提示）※裏面参照
介護医療保険料…疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものの、あなたが支払った保険料を記入してください。（証明書を添付又は提示）※裏面参照

地震保険料控除

…あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補填する地震保険などの保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合は控除が受けられます。（証明書を添付又は提示）※裏面参照

寡婦控除

（260,000円）…次の①か②どちらかに該当し、ひとり親に該当しない方。
①夫と離別した後、再婚していない方、
子以外の扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実婚状態ではない。
②夫と死別した後再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方
合計所得が500万円以下で、事実婚状態ではない。
ひとり親控除

（300,000円）…婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③すべてに該当する方。
①生計を一にする子（その年分の所得金額が48万円以下）を有する。
②合計所得金額が500万円以下。
③事実婚状態ではない。

地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。

【記載例】

申告書の書き方

1月1日現在の住所と現住所が違う場合は、現住所の欄に現在の住所を記入してください。
業種又は職業、電話番号、個人番号など必要事項を記入してください。

令和7年度分 市民税・県民税申告書

整理番号

業種又は職業

電話番号

(〇〇)〇〇〇〇

坂東市長殿

現住所

坂東市〇〇〇

1月1日現在の住所

坂東市〇〇〇

フリガナ

バンドウ イチロウ

提出年月日

年

月

日

氏名

坂東 一郎

生年月日

明・大・昭和

30・10・1

世帯主の氏名

坂東 一郎

続柄

本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料

社会保険の種類

支払った保険料

国民健康保険税

250,000 円

国民年金

200,000 円

控除

合計

450,000 円

15 生命保険料

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

120,000 円

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

150,000 円

介護医療保険料の計

16 地震保険料控除

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

4,000 円

20,000 円

17～19 寡婦、ひとり親控除、ひとり親控除、勤労学生控除

17 寡婦控除

18 ひとり親控除

19 勤労学生控除

20 障害者控除

フリガナ

坂東 サブロー

障害の程度

身体 2 級

個人番号

21～22 配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者氏名

生年月日

明・大・昭和

23 扶養控除

フリガナ

バンドウ ジロウ

生年月日

明・大・昭和

16・10・3

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

3,3,3,3,3,3,3,3,3,3,3,3

控除額

45 万円

2 扶養控除

フリガナ

バンドウ サブロー

生年月日

明・大・昭和

20・2・1

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4

控除額

33 万円

3 扶養控除

フリガナ

氏名

生年月日

明・大・昭和

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

4 扶養控除

フリガナ

氏名

生年月日

明・大・昭和

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

16 歳未満の扶養親族

1 扶養親族

フリガナ

坂東 シロウ

生年月日

平・令

23・7・10

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5

2 扶養親族

フリガナ

氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

3 扶養親族

フリガナ

氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

子

個人番号

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び同居外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

780,000 円

26 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

27 医療費控除

支払った医療費等

160,000 円

保険金などで補填される金額

0 円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

事業（営業等・農業）所得、不動産所得がある方につきましては、別紙「収支内訳書」に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。
給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得（公的年金以外）、総合譲渡・一時所得がある方につきましては、申告書裏面へ記入し申告書表面へ転記してください。

勤労学生控除

…あなたが学生等で昨年中の給与収入が130万円以下、又は合計所得金額が75万円以下であって、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合……260,000円（証明書等を添付又は提示）

障害者控除

…あなたや同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けられるような心身に障害のある場合に記入してください。（手帳等を提示）
(1) 特別障害者…重度の知的障害者と認定された人。身体障害者の程度が1級又は2級に該当する人。常に就寝を要し複雑な介護を要する人……300,000円
(2) 同居特別障害者…同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合……530,000円
(3) その他の障害者…上記以外の障害者……260,000円
※ 精神に障害がある人で厚生労働大臣又は県知事から証明を受けている人も、特別障害者・その他の障害者の範囲に入ります。

配偶者控除

…あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者で昨年中の給与収入が103万円以下、又は合計所得金額が48万円以下の人。ここにいう配偶者は、婚姻届をしている配偶者で内縁の妻は該当しません。
控除対象配偶者 900万円以下 950万円以下 1,000万円以下
70歳未満（昭和30年1月2日以降生）の配偶者…330,000円 220,000円 110,000円
70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の配偶者…380,000円 260,000円 130,000円

配偶者特別控除

…あなたの合計所得金額が、1,000万円以下の場合で、生計をとともにする配偶者を有する場合、（最高33万円）を控除できます。※裏面参照

扶養控除

…扶養控除の所得要件は所得の種類に関係なく48万円以下です。（注2）扶養控除額を一覧表にすると次のようになります。（必ず生年月日を記入してください）

区 分

令和7年度

一般扶養親族
（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生）
（平成18年1月2日～平成21年1月1日生）

通 常

330,000 円

特定扶養親族 19歳～22歳
（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）

通 常

450,000 円

老人扶養親族 70歳以上
（昭和30年1月1日以前生）

通 常

380,000 円

同居老親等（注1）

450,000 円

（注1）同居老親等とは、本人又はその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、本人又はその配偶者と同居している人。
（注2）16歳未満（平成21年1月2日以降生）の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

基礎控除

…合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額

控除額

2,400万円以下

43万円

2,400万円超2,450万円以下

29万円

2,450万円超2,500万円以下

15万円

2,500万円超

0円

雑損控除

…あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（昨年中の総所得金額等の合計額が480,000円以下の人）が、震災風水害、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に記入してください。（明細書、証明書を添付）
控除額は、①差引損失額－総所得金額の10％
②災害関連支出の金額－5万円 } いずれか高い方の金額

医療費控除

…医療費控除は、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合に記入してください。控除額は（支払った医療費－保険金などで補填される金額）－（合計所得金額の5％又は10万円のいずれか少ない方の金額）を記入してください。
またセルフメディケーション税制は、定期健康診断や人間ドック等の一定の取組を行っている方が、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合に記入してください。控除額は（スイッチOTC医薬品の購入額－1万2千円）を記入してください。また、区分に1と記入してください。
なお、医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方しか適用できません。

（裏面）「15 所得金額調整控除に関する事項」欄の書き方

所得金額調整控除を受けようとする場合に、23歳未満の扶養親族、若しくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について記入してください。

事業（営業等・農業）所得、不動産所得がある方につきましては、別紙「収支内訳書」に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。
給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得（公的年金以外）、総合譲渡・一時所得がある方につきましては、申告書裏面へ記入し申告書表面へ転記してください。

※参考資料

給与所得の速算表

給与・賃金・賞与などの収入の合計額。

※給与所得＝収入金額－給与所得控除

（給与所得控除は、下表によって求められます。）

給与収入金額　A　（円）	給与所得控除額　（円）
～　1,625,000	550,000
1,625,001　～　1,800,000	A　×　40％　－　100,000
1,800,001　～　3,600,000	A　×　30％　＋　80,000
3,600,001　～　6,600,000	A　×　20％　＋　440,000
6,600,001　～　8,500,000	A　×　10％　＋　1,100,000
8,500,001　～	1,950,000

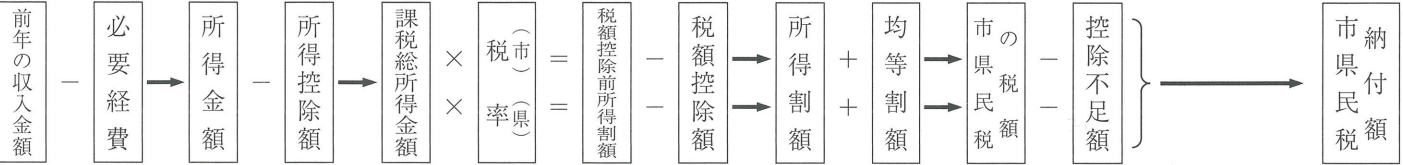
ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求めます。

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計をともにする配偶者の合計所得金額が480,001円以上1,330,000円以下の場合、下表の区分別に掲げる金額を控除できます。

	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者特 別控除	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

市民税・県民税の計算方法



（注）分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

〔均等割〕	
市　民　税	3,000円
県　民　税	2,000円
森林環境税（国税） 1,000円 ※県民税には、森林湖沼環境税（1,000円）を含みます。	

〔所得割の税率〕	
区　　分	税　　率
市　民　税	6　％
県　民　税	4　％

課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額となります。

主な税額控除〔調整控除〕

合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

公的年金等の所得計算表

公的年金等などの収入の合計額。

※公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除
（公的年金等控除は下表によって求められます。）

65歳以上（昭和35.1.1以前生まれの方）				
公的年金等の収入金額　A　（円）		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～　3,300,000	1,100,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001　～　4,100,000	A×25％＋275,000	A×25％＋175,000	A×25％＋75,000	A×25％＋75,000
4,100,001　～　7,700,000	A×15％＋685,000	A×15％＋585,000	A×15％＋485,000	A×15％＋485,000
7,700,001　～　10,000,000	A×5％＋1,455,000	A×5％＋1,355,000	A×5％＋1,255,000	A×5％＋1,255,000
10,000,001　～	1,955,000	1,855,000	1,755,000	1,755,000
65歳未満（昭和35.1.2以後生まれの方）				
公的年金等の収入金額　A　（円）		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～　1,300,000	600,000	500,000	400,000	
1,300,001　～　4,100,000	A×25％＋275,000	A×25％＋175,000	A×25％＋75,000	A×25％＋75,000
4,100,001　～　7,700,000	A×15％＋685,000	A×15％＋585,000	A×15％＋485,000	A×15％＋485,000
7,700,001　～　10,000,000	A×5％＋1,455,000	A×5％＋1,355,000	A×5％＋1,255,000	A×5％＋1,255,000
10,000,001　～	1,955,000	1,855,000	1,755,000	1,755,000

生命保険料控除

－一般生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。

	支　払　金　額	控　除　額
新契約	12,000円以下の場合	支払保険料の全額
	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払保険料×1/2＋ 6,000円
	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払保険料×1/4＋14,000円
	56,000円を超える場合	28,000円
旧契約	15,000円以下の場合	支払保険料の全額
	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払保険料×1/2＋ 7,500円
	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払保険料×1/4＋17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）
※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除

地震保険契約等の保険料を支払った場合。

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控　除　額
① 地震保険料のみ		支払った保険料の金額÷2 （最高 25,000円）
② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額÷2＋2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③ ①と②がある場合		①と②によりそれぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000円）

（注意）－の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれかーの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

主な分離課税の税率
〔土地建物等の譲渡所得の税率〕

区　分	長期譲渡（一般）	短期譲　渡
市　民　税	3　％	5．4　％
県　民　税	2　％	3．6　％
算　出　方　法 譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡所得		

控　除　の　種　類	金　額	控　除　の　種　類	金　額		
基　礎　控　除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一　般	5万円
	特　別	10万円			
同居特別	22万円	配　偶　者	控　除	老　人	10万円
寡　婦　控　除	1万円	特別配偶者	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
ひとり親	1万円	扶　養	一　般	5万円	老　人
控　除　母	5万円	控　除　特　定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除	1万円				

令和7年度市民税・県民税の申告について

令和7年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは、収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、令和6年中の所得等についての申告をお願いいたします。

◎次に該当するかたは、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- 1 税務署に確定申告書を提出するかた
- 2 給与所得のみ、公的年金所得のみのかた（支払者が支払報告書を市役所に提出している場合）
ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加又は変更がある場合は申告が必要になります。

◎市民税・県民税申告書の提出方法

- 1 申告相談会場に持参する
- 2 課税課あてに郵送する【〒306-0692 坂東市岩井4 3 6 5 番地 坂東市役所 課税課 市民税係】
※郵送の際は、添付資料（原本の写し）等の確認をお願いします。

◎申告相談会場のご案内 お住まいの地区にかかわらず、どちらの会場でも申告できます。

各会場とも時間指定整理券を配布します

申　告　相　談　会　場	期　　　間	整　理　券　配　布　時　間・場　所	
猿島公民館 1 階会議室 0 9 0（5 4 4 8）3 8 3 1 （申告期間専用）	2月10日（月）～13日（木） （祝日を除く）	開館前	午前 8 時～ 猿島公民館正面玄関前
		開館後	午前 8 時30分～午後 4 時 猿島公民館 1 階会議室前
市役所 1 階多目的ホール 0 2 9 7（3 5）8 2 2 2 （申告期間専用）	2月17日（月）～3月17日（月） （土曜・日曜・祝日を除く）	開庁前	午前 8 時～ 市役所正面玄関前
		開庁後	午前 8 時30分～午後 4 時 市役所 1 階行政情報コーナー

◎申告相談の時にお持ちいただくもの

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）または、本人確認書類とマイナンバーが分かるもの
- 2 申告書
- 3 収入及び所得の分かるもの
・給与所得者及び年金所得者については、「令和6年分の源泉徴収票」※データの場合は写し（給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書又は給与明細書）
・給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
※営業等・農業・不動産所得のあるかたは、「収支内訳書」を記入してご持参ください。
- 4 所得控除の分かるもの
・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
・医療費控除の明細書、医療費通知（原本）
※医療費控除の明細書は事前に作成のうえ、ご持参ください。
・障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等

◎お問い合わせ

坂東市役所 課税課 市民税係 電話 0297－35－2121 内線 1132・1134

※申告相談期間中（2月10日～3月17日）は、申告相談会場へお問い合わせください。

申告書の提出期限は、3月17日（月）です

申告期限が近くなりますと会場が非常に混雑いたしますので、お早めに申告してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。